

密閉形アルカリ蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 密閉形アルカリ蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成五年通商産業省令第三十二号）

改正後	現 行
<p>密閉形蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令</p> <p>(表示事項)</p> <p>第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池）（電気量が二百三十四キロクーロン以下のものに限る。以下同じ。）（密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について、当該密閉形蓄電池の極板の材質に関する事項とする。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、密閉形蓄電池を製造する事業者及び自ら輸入した密閉形蓄電池（プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限り、を販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 別表の上欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄</p>	<p>密閉形アルカリ蓄電池の表示の標準となるべき事項を定める省令</p> <p>(表示事項)</p> <p>第一条 再生資源の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第十六条の主務省令で定める同条第一号に掲げる事項は、密閉形アルカリ蓄電池（以下単に「電池」という。）について、当該電池の極板の材質に関する事項とする。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第二条 法第十六条の主務省令で定める同条第二号に掲げる事項は、電池を製造する事業者及び自ら輸入した電池（プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限り、を販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 別表の上欄の第二種指定製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄</p>

に定める様式に基づき、文字及び記号を、プラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形蓄電池にあつては、その表面に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはるにより、その他の密閉形蓄電池にあつては、その表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルをはり、又は刻印することにより、表示をすること。

二 表示を構成する文字及び記号は、密閉形蓄電池の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。

三・四 (略)

別表(第二条関係)

指定表示製品の区分	様式
プラスチックその他の物質を用いて被覆されない密閉形鉛蓄電池及びプラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形鉛蓄電池であつて高さが一〇ミリメートル未満のもの	様式一
プラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形鉛蓄電池であつて高さが一〇ミリメートル以上のもの	様式二
プラスチックその他の物質を用いて被覆されない密閉形アルカリ蓄電池(密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池に限る。以下この項及び次項において同じ。)	様式三
及びプラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形アルカリ蓄電池であつて高さが一〇ミリメートル	

に定める様式に基づき、文字及び記号を、プラスチックその他の物質を用いて被覆した電池にあつては、その表面に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはるにより、その他の電池にあつては、その表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルをはり、又は刻印することにより、表示をすること。

二 表示を構成する文字及び記号は、電池の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。

三・四 (略)

別表(第二条関係)

指定表示製品の区分	様式
プラスチックその他の物質を用いて被覆されない電池及びプラスチックその他の物質を用いて被覆した電池であつて高さが一〇ミリメートル未満のもの	様式一

<p>トル未満のもの</p>	<p>プラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形アルカリ蓄電池であって高さが一〇ミリメートル以上のもの</p>	<p>様式四</p>
<p>プラスチックその他の物質を用いて被覆されない密閉形アルカリ蓄電池（密閉形ニッケル・水素蓄電池に限る。以下この項及び次項において同じ。）及びプラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形アルカリ蓄電池であって高さが一〇ミリメートル未満のもの</p>	<p>様式五</p>	<p>プラスチックその他の物質を用いて被覆した電池であって高さが一〇ミリメートル以上のもの</p>
<p>プラスチックその他の物質を用いて被覆した密閉形アルカリ蓄電池であって高さが一〇ミリメートル以上のもの</p>	<p>様式六</p>	<p>様式二</p>
<p>プラスチックその他の物質を用いて被覆されないリチウム蓄電池及びプラスチックその他の物質を用いて被覆したリチウム蓄電池であって高さが一〇ミリメートル未満のもの</p>	<p>様式七</p>	
<p>プラスチックその他の物質を用いて被覆したリチウム蓄電池であって高さが一〇ミリメートル以上のもの</p>	<p>様式八</p>	